

筆跡異同診断書(署名鑑定)

○依頼人情報欄・・・御依頼主様のお名前や御住所などが記載されます。

○鑑定資料情報欄・・・執筆者が不明な「鑑定資料」についての情報が記載されます。

○対照資料情報欄・・・執筆者が明確な「対照資料」についての情報が記載されます。

○鑑定内容情報欄・・・本案件がどのような鑑定であるのかが記載されます。

○鑑定結果欄・・・本案件の鑑定結果が記載されます。

○鑑定期間情報欄・・・本案件の鑑定期間が記載されます。

○ 弊所鑑定人情報欄・・・本案件の鑑定を行った弊所の名称・所在地の他、
鑑定人が自筆署名を行います。

筆跡鑑定についての凡例を、約18ページにわたり御説明しています。

< 内容 >

○ 執筆の対象物について。

『筆跡とは「執筆された痕跡(こんせき)」であり、対象物とは筆跡が残された「物」を指します。一般的に書く行為は「紙」に成されるため、執筆の対象物はほとんどが「紙」です。本書では「紙」を「料紙(りょうし)」と表現し、以下の分類と表現を行っています。～(以下略)』

・この項では、「資料をどのように観察しているのか」について、弊所が蓄積した過去データから、筆跡が存在する媒体についての解説を行っています。

○ 筆記具について。

『鑑定資料・対照資料ともに、執筆に用いた筆記具の表現です。鑑定人は、執筆の場面を観察しておりませんので基本的に「～様(よう)」という表現をしています。～(以下略)。』

・この項では、「筆記を行った筆記具をどのように分類しているのか」について、弊所が蓄積した過去データから、筆跡を成す道具についての解説を行っています。

○ 資料間の執筆時期の把握と資料番号の付与について。

『鑑定資料・対照資料の執筆時期の把握を行い、資料間の乖離(かいり)状況を把握するとともに、複数の資料が存在する場合、この乖離状況の順に番号を付与しています。～(以下略)。』

・このページでは、鑑定を行った鑑定資料と対照資料の執筆時期が、どの程度離れているかを、年数や日数で表示した表が掲載されます。

執筆時期の表は、次のページを御参照ください。

○ 筆跡の観察方法について。

『鑑定は基本的に、両氏筆跡で共通している文字（同字）を観察することにより成立します。弊所の鑑定では、科学的であることが重要とする考えから、目視による「見た目」の判断は行わず、文字を構成する最小～（以下略）。』

- ・この項では、弊所が鑑定を行う作業について、具体的に解説しています。

- ア) 文字の正中の求め方。
- イ) 送筆画の方向について。
- ウ) 送筆画の長さの比較。
- エ) 送筆画の角度の比較。

これらの内容を、図解とともに見やすく、わかりやすく解説しています。

○ 鑑定結果の表現説明について。

『鑑定結果の表現は以下のように分類され～（以下略）。』

- ・この項では、鑑定結果の表現や、その確度について解説しています。
-

○ 鑑定作業による身体への影響と、錯視などの対策について。

『近年では、コンピューターや光学機器の発達などにより、精度の高い鑑定～（以下略）。』

- ・この項では、人間が陥りやすい目の錯覚や、鑑定作業を長時間続けることにより発生する「ゲシュタルト崩壊」について解説しています。

この項では，本案件で使用した鑑定資料について，以下の内容を記載しています。

- ・ 日付。
- ・ 資料の種類。
- ・ 書式。
- ・ 行数。
- ・ 筆記具の種類。
- ・ 原本資料・複写資料の表記。
- ・ 諸条件や備考。

上記内容の記載の後に，鑑定資料を掲載します。

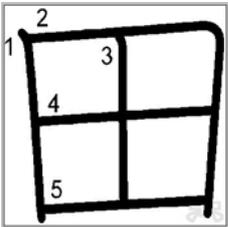
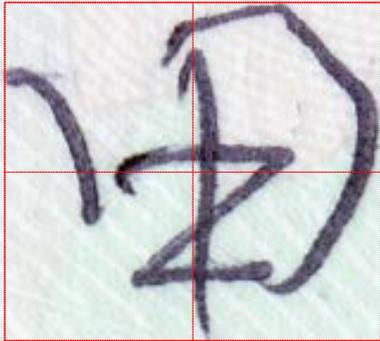
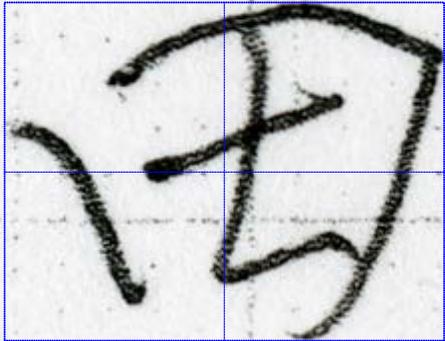
この項では，本案件で使用した対照資料について，以下の内容を記載しています。

- ・ 日付。
- ・ 資料の種類。
- ・ 書式。
- ・ 行数。
- ・ 筆記具の種類。
- ・ 原本資料・複写資料の表記。
- ・ 諸条件や備考。

上記内容の記載の後に，対照資料を掲載します。

次の項では、本案件で観察した文字についての「鑑定人コメント」を記載しています。

- ・ 弊所の筆跡鑑定の概要を最初に記載します。全部の案件に共通した内容であり、筆跡鑑定がどのように行われたのかを解説しています。
- ・ 次に、鑑定人コメントを掲載します。実際に鑑定を行った文字の一部を掲載し、「どうして、その鑑定結果になったのか」といった要点をまとめ、簡潔な記述でお伝えしています。下図はサンプルです。

筆順図	鑑定資料	対照資料
		
<p>鑑定人コメント</p>	<p>(記載例)</p> <p>上図「田」字において、鑑定資料では、第3画→第4画→第5画のように筆順図通りに執筆されていますが、対照資料では、第4画→第3画→第5画のような特異な筆順で執筆され、筆順が異なります。</p> <p>対照資料の誤字は、上図「田」字以外の文字にも見られ、鑑定資料の筆跡とは相違している状態が、随所に観察されています。</p> <p>鑑定資料と対照資料に見られる客観的事実に則り、これらの筆跡は、異なる人物により執筆された文字であると判断されます。</p>	

最後の項では，以下の内容を記載しています。

- ・ 鑑定にかかわる使用機材一覧。
- ・ 報告書に関する注意事項。
- ・ 鑑定人プロフィール。

◎報告書はA4サイズの大きさを，フルカラー印刷を行い，最少でも30ページ程度になります。

※上記内容は予告なく変更される場合があります。